

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成27年6月30日 午後1時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更申請について
- 議第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 6号 「全国農業新聞」の普及拡大・勧誘について
- 議第 7号 平成27年度農業者年金加入推進活動計画（案）について
- 議第 8号 平成27年度作況調査について
- 議第 9号 利用状況調査について

報告事項

- 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第 3号 作付変更届について
- 報第 4号 農地法第3条の3第1項の届出について
- 報第 5号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

出席委員 32名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 渡 邊 一 英 委員 | 2番 村 山 佐喜雄 委員 |
| 3番 嘉 藤 太加雄 委員 | 4番 藤 田 吉 則 委員 |
| 5番 栗 原 一 郎 委員 | 6番 野 崎 文 夫 委員 |
| 7番 五十嵐 秀 一 委員 | 8番 蒲 澤 正 委員 |
| 9番 大 桃 伸 之 委員 | 10番 眞 野 薫 委員 |
| 12番 大 竹 正 信 委員 | 13番 原 正 利 委員 |
| 14番 羽 生 俊 昭 委員 | 15番 刈 屋 一 夫 委員 |
| 16番 佐 藤 満 委員 | 17番 捧 譽 委員 |
| 18番 内 山 清 委員 | 19番 佐 藤 裕 雄 委員 |
| 20番 村 井 善一郎 委員 | 21番 阿 部 新一郎 委員 |
| 23番 田 邊 稔 委員 | 24番 阿 部 銀次郎 委員 |
| 25番 清 野 秀 作 委員 | 26番 星 野 英 治 委員 |

27番 内山敏雄委員 28番 渡邊勝夫委員
29番 熊倉睦委員 30番 原田勝委員
31番 小林茂宏委員 32番 坂井浩行委員
33番 横山一雄委員 34番 廣川哲也委員

欠席委員 2名

11番 坂井良雄委員 22番 阿部眞佐雄委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	堀 雅 志
経営基盤係副参事	渡 辺 正 美
経営基盤係主任	堀 江 定 昭
経営基盤係主任	佐 藤 久 美 子

午後1時30分 開会及び会議

議長（野崎会長）

それでは、定刻になりましたので、これより6月の定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

これより会議に入ります。

最初に、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、出席32名、欠席2名で会議は成立いたします。

なお、議事録署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。3番、嘉藤太加雄委員、32番、坂井浩行委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議事に入りたいと思いますが、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

なお、27番、内山敏雄委員は、農業委員会等に関する法律第24条1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

（午後1時40分 27番内山敏雄委員退席）

議長（野崎会長）

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明をいたします。

議案の1ページお願いいたします。今月の申請は、新規設定3件、面積1万1,197㎡であります。なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

22番は、島川原地内の農地1筆、3,411㎡、23番は泉新田地内外の農地、計5筆、3,149㎡、以上2件は、相対で新規に利用権設定をするものであります。

続きまして、24番は、北五百川地内の農地4筆、4,637㎡について、農地利用集積円滑化団体であるいがた南蒲農業協同組合を通して新規に利用権設定するものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告お願いいたします。

第2調査部会長は、村山代理の隣に着席願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

それでは、第2調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第2調査部会では、6月26日午後3時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と村山会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午後4時25分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、新規設定3件、面積1万1,197㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくにしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

退席委員の着席をお願いします。

（午後1時44分 27番内山敏雄委員着席）

議長（野崎会長）

退席された委員に報告します。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、調査部会長の調査結果報告のとおり承認することに決しました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

なお、34番、廣川哲也委員は、農業委員会等に関する法律第24条1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

（午後1時45分 34番廣川哲也委員退席）

議長（野崎会長）

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

議案の4ページお願いいたします。今月の申請は、1件の取り消しを含む6件で、取り消し案件の面積を除き、合計面積2万4,240㎡であります。

2ページにお戻りをお願いいたします。13番から順にご説明申し上げます。13番は、金子新田地内の農地1筆、729㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、売買により取得するものであります。なお、譲り渡し人については、所有者が死亡し、相続人が不在であるため、相続財産管理人である弁護士であり、財産処分のためであります。価格は、10a当たり〇〇〇万円であります。

続きまして、14番は、荻堀地内の2筆、1,745㎡を譲り渡し人が利用権の設定を受けている譲り受け人の要望により、売却するものであります。価格は、10a当たり約〇〇万円あります。

続きまして、15番は、下大浦地内の農地4筆、656㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約〇〇万円あります。

16番は、三柳地内の農地1筆、46㎡を譲り渡し人が譲り受け人の要望により贈与するものであります。

続きまして、17番は、笹岡地内外の農地計24筆、2万1,064㎡を譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、再設定をするものであります。

18番につきましては、取り消し案件でございます。尾崎地内の農地3筆、448㎡の売買につきまして、平成27年3月27日の総会で許可したところでございますが、計画を再検討するため、取り消しをするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告を願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの3件、取り消しによるもの1件、贈与によるもの1件、使用貸借によるもの1件、合計件数6件、取り消しによるものを除き、面積2万4,240㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくにしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

退席委員の着席をお願いします。

（午後1時50分 34番廣川哲也委員着席）

議長（野崎会長）

退席された委員に報告します。

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、調査部会長の調査結果報告のとおり許可することに決しました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更申請について』ご説明いたします。

議案の5ページお願いいたします。今月の申請は3件で、合計面積814㎡であります。

3番は、西潟地内の農地1筆、330㎡を売買により取得し、駐車場の用地として利用したていものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇、〇〇〇円でございます。場所につきましては、井栗小学校南側100m付近で、住宅、業務施設等が連たんする

区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。なお、本申請につきましては、議第5号の10番で、農地法第5条の許可申請がなされております。

続きまして、4番は、松ノ木町地内の農地2筆、141㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万円でございます。場所につきましては、農業体験交流センター「サンファーム」北東300m付近で、住宅が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。なお、本申請につきましても、議第5号の11番で、農地法第5条の許可申請がなされております。

5番は、計画変更のみの申請でございます。月岡4丁目地内の農地1筆、343㎡を住宅1棟及び通路の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条市総合運動公園西側100m付近で、住宅が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告を願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

それでは、議第3号『事業計画変更申請について』は、合計件数3件、面積814㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくにしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明いたします。

議案の6ページお願いいたします。今月の申請は3件で、合計面積467㎡であります。

6番は、塚野目1丁目地内の農地1筆、120㎡を議第5号の12番で、農地法第5条の許可申請がなされている農地39㎡と既存宅地359.67㎡と一体利用し、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、塚野目保育所東側100m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

7番は、上保内の農地3筆、265㎡を通路の用地として利用したいものです。場所につきましては、JR保内駅南東100m付近であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

8番は、如法寺地内の農地1筆、82㎡を集会施設1棟の用地として利用したいものです。現在地元自治会の集会施設がないことから、申請人が集会施設を建築し、利用してもらうものであります。場所につきましては、三条市総合運動公園南西400m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告を願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数3件、面積467㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくにしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった

後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明いたします。

議案の9ページお願いいたします。今月の申請は9件で、合計面積2,439㎡であります。

恐れ入りますが、7ページにお戻りを願いたいと思います。10番及び11番につきましては、先ほどご審議をいただきました議第3号『事業計画変更申請について』の3番及び4番で、それぞれご説明させていただいた内容と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

12番は、塚野目1丁目地内の農地1筆、39㎡を使用貸借権の設定により、先ほど議第4号の6番で4条申請のご審議をいただきました農地120㎡と既存宅地359.67㎡と一体利用し、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、塚野目保育所東側100m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

続きまして、13番は、塚野目1丁目地内の農地2筆、299㎡を使用貸借権の設定により、住宅1棟及び駐車場の用地として利用したいものです。場所につきましては、塚野目保育所東側50m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

続きまして、14番は、鶴田4丁目地内の農地2筆、699㎡を売買により取得し、駐車場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇,〇〇〇円であります。場所につきましては、井栗小学校西側100m付近で、住宅・業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

続きまして、15番は、上保内地内の農地1筆、254㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万円あります。場所につきましては、JR保内駅南東100m付近であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

続きまして、16番は、上須頃地内の農地1筆、211㎡を売買により取得し、駐車場及び通路等の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇,〇〇〇円あります。場所につきましては、大島公民館須頃分館北側市道を挟んで位置しており、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

17番は、尾崎地内の農地1筆、268㎡を使用貸借権の設定により、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、尾崎諏訪神社東側300m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

18番は、福島新田地内の農地1筆、198㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇、〇〇〇円であります。場所につきましては、栄中学校北東600m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告を願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数9件、面積2,439㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上であります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくにしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

第2調査部会長、自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

議長（野崎会長）

次に、議第6号『「全国農業新聞」の普及拡大・勧誘について』を議題といたし、お願いを申し上げたいと思います。

ご承知のとおり、全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する週刊の農業総合専門誌で、購読料は月700円であります。

当農業委員会におきましても農業委員数の5倍、170部を目標としておりますが、

6月1日現在132部と低迷している状況であります。勧誘は、個人のみならず、農業生産法人などにも声をかけていただきたいと思います。

そこで、ことしも全委員から、委員1人2部以上の普及拡大を図っていただきたいと思います。思ひまして、申込書、タオル・軍手等をお配りさせていただきましたので、ぜひともご協力のほどお願い申し上げます。

ことしも取り扱い注意でお願いしますが、各地区の購読者名簿を配布しておきましたので、記載者以外の方についての普及拡大をお願いいたします。

なお、申込書の提出は事務局まで願います。

皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり。)

議長（野崎会長）

ぜひともよろしく願います。2部とも言わず、3部、5部を目指してやっていただきたいと思います。

議長（野崎会長）

続きまして、議第7号『平成27年度農業者年金加入推進活動計画（案）について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第7号『平成27年度農業者年金加入推進活動計画（案）について』ご説明いたします。

議案の10ページお願いいたします。ご案内のとおり、農業者年金制度は老後生活の安定・福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的としています。三条市の農業者年金加入状況につきましては、本年3月31日現在で被保険者、いわゆる掛金を払っている方が52名、年金受給者は751名となっております。ちなみに、平成25年度の新規加入者は9名、平成26年度は3名でございました。

それでは、活動計画（案）についてご説明いたします。

1、今年度の加入目標人数は5人で、うち20歳から39歳は3人としております。この目標人数は、新潟県農業会議と新潟県農業協同組合中央会が設定した人数でございます。新潟県全体では115人、うち20歳から39歳は65人となっております。

続きまして、2、加入対象として働きかけをする目標人数は、昨年度と同様、認定農業者及び農業後継者など50人、うち20歳から39歳は20人を予定しております。

3、地区別加入推進班は3班を設置し、A班は三条地区、B班は栄地区、C班は下田地区を担当していただきたいと思いますと考えております。各班の推進員数、編成につきましては記載のとおりでございます。

4、加入対象者名簿は、農業委員さんから情報をいただき、12月1日までに整備する予定でございます。

5、加入推進強化月間は、各班とも12月から来年の2月までとさせていただきます。

た。

6、個別訪問の実施計画でございますが、A班、B班、C班とも12月は加入推進委員による個別訪問、1月は加入意向者に対する推進班による訪問及び加入推進委員による2回目の個別訪問、2月は加入意向者に対する推進班による訪問を予定しており、各月の訪問対象者数及び訪問に携わる人数は記載のとおりでございます。

7、加入推進対策会議及び制度勉強会の実施計画につきましては、本日の総会で活動計画（案）の承認、9月につきましては農業委員会総会の後、時間をいただき、県農業会議から講師を招きまして、制度研修会、それから12月に農業委員会とJA合同による今年度活動計画の打ち合わせを予定しております。

8、加入対象者に対する説明会等につきましては、2月に農業後継者及び認定農業者等の配偶者を対象に、年金制度について説明会を予定しております。

1枚おはぐりいただき、12ページお願いいたします。9、啓発普及活動につきましては、8月上旬と3月に発行します農業委員会だより「向日葵」によるPRを計画しております。

10、その他の活動計画は、記載のとおりでございます。

なお、お手元に農業者年金に係るパンフレット等5種類をお配りしておりますので、後でござんいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。ご質問ございませんでしょうか。

ないようですので、各地区の委員の方におかれましては、ぜひ加入者の募集を図っていただければなと思っております。これ本当に大変な業務でございます。毎年毎年お願い事ばかりですが、私県に出向いていろいろ話をさせていただく中で農業者年金、と同時に農業新聞の購読願いをやるに当たって、やはりこれは何かメリットがなければ増やしていくことはできないのではないかとということで、今サービス時代ということの中で、やはり購読料の低減を図るべきではなからうかということをお話しております。今現在、この間も話をしたわけでございます。毎回毎回私はこの話をしているわけでございますが、国のほうと、全国農業会議のほうでは一番難問題ということで、まだ結論は出ておりません。そういったような中で大変ですが、ひとつ頑張って農業者年金の加入推進をやっていただければなと思っております。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第7号につきましては、ただいまの説明のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、農業者年金の加入推進に当たっては加入推進部長、副部長を中心とし、全委員

の皆様のご協力をお願いします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第8号『平成27年度作況調査について』を議題といたします。

この件につきましては、今までも上程させていただいて、農政対策部会に付託を申し上げた経過がありますが、今回もそのようにしたらいかがと提案申し上げます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議なしと認めます。

それでは、議第8号『平成27年度作況調査について』につきましては農政対策部会に付託することにいたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第9号『利用状況調査について』を議題といたします。

この件につきましては、農地法第30条に規定されている利用状況調査の一部として農地パトロールを実施してきたところですが、利用状況調査の方法の詳細を農政対策部会に付託したいとご提案申し上げます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

異議なしと認めます。

それでは、議第9号『利用状況調査について』につきましては農政対策部会に付託することにいたします。

議長（野崎会長）

以上、議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号については、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略いたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号及び報第5号について事務局より報告を願います。

事務局（堀事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を……

（「手を上げているんですけど」の声あり。）

議長（野崎会長）

熊倉委員。

29番（熊倉 睦委員）

29番、熊倉睦です。報第5号をちょっとお尋ねしたいんですけど、大島の〇〇〇〇〇さんですが、年齢が74歳ですということと、男子専従者が1人、被専従者が1人いるということですが、ここの年齢的に74歳であっせん名簿で上がってくるということは、まだ元気でばりばりやっているから上がってくるかと思っているんですけど、その他後継者のほうをあれを渡したほうが、これから長く農業をやれるのかどうか、守ってやれるというの也被考えられますんで、年齢がどうのこうのということはないんですけど、それちょっと中身の説明を、まだ元気でばりばりやっているから、大丈夫なんだということであれば、別に安心していられますけれど、その点ちょっとお聞かせください。

議長（野崎会長）

はい。

事務局（渡辺副参事）

じゃ、私のほうからご説明させていただきます。

〇〇さんにつきましては、確かに高齢でもあるんですけども、せがれさんに今後経営移譲をしていきたいという話でしたし農業意欲もあるとお聞きしています。

議長（野崎会長）

よろしいでしょうか。

29番（熊倉 睦委員）

はい。

議長（野崎会長）

ただいま熊倉委員の発言の内容については、農政対策部会のほうでぜひ検討していただければなと思っております。そういうわけでございますので、よろしく願いいたします。

16番。

16番（佐藤 満委員）

16番、佐藤満です。先ほどもあったあっせんの名簿なんですけども、私ども笹岡地内でこの間もらったんですけど、大分年にとって、いなくなった人のあっせん名簿も入っておりますので、またあっせん会議していても、地域に行ってお願ひしても昔のおじいちゃんの名前があっせん名簿に載っているの、それにまた事務局、これからお願ひしたいんですけども、ちょっと調べて、やっぱり死なれた人もいるし、もうほとんど農家に携わっていない人があっせん名簿に載っているような状態ですので、見直しをしていただきたいなと思います。

急に笹岡地区の何かがありまして、あっせん名簿ののが入ってきたので、見たら、亡くなった人が3名入っているし、農業やめた人のあっせん名簿もありました。あれ大分古い名簿だと思いますので、事務局のほうであっせんの名簿を見直し、検討していただ

きたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（野崎会長）

事務局。

事務局（渡辺副参事）

確かに古い名簿でありますね。合併前からの名簿になってございまして、多分亡くなった方もいると思うんですけども、世代が変わって、そのあっせんをすぐ希望されるという方もいらっしゃると思うんですが、確かに今の名簿もあるし、なかなか活用できない点もありますので、もうちょっと時間かけて検討していきたいと思います。

16番（佐藤 満委員）

それで、もう一つお願いしておきたいんですけど、農業委員である我々もやっぱり責任があるので、一応各部落でもってそのあっせん名簿の古いのを変えるにしても、どなたさんになっているかわからないということでしょうけれども、またあっせんを希望する方を加入させていただければ、あっせん会議にも都合がいいと思いますので、またそういうご理解もお願いいたしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（野崎会長）

はい、わかりました。そのようにしていただきます。

廣川委員。

34番（廣川哲也委員）

34番、廣川です。農業委員会だより編集委員会をこの会議終了後、直ちに第二庁舎1階、第一集会室において行いますので、会員の関係委員の方はご出席お願いいたします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

編集委員の方は、よろしくお願い申し上げます。

ほかにございませんでしょうか。

なければ、私のほうでちょっと言い忘れたんですが、冒頭の挨拶の中で大竹正信委員、先月の発言の内容について話をしたわけですが、回答というわけですが、ただ農林公社の関川事務局長の答弁からいくと、あくまでも地域で話し合っていたきたいと。もしそれが不可能になれば、農林公社側も一緒になってやっていきたいということで、もしそういう問題があれば、いつでもお伺いしますという内容でございますので、ぜひそういう問題がありましたら、何なりと申し入れていただければなと思っておるわけでございます。

続きまして、村山会長代理から、糸魚川で農業委員会会長会議がございました。その内容について報告させていただきます。

よろしく申し上げます。

2番（村山佐喜雄委員）

簡単に報告させていただきます。

今会長が糸魚川と言われたんですけど、実は上越でした。会長が10日、11日と都合が悪いというので、せっかくだから、ちょっと行って勉強してきなさいと言われましたので、せっかくの機会なんで参加させてもらいました。

1泊で、上越のくわどり湯ったり村という施設がありまして、そちらのほうでお昼から勉強会に出席、1日目は農業委員会等組織改正と今後の新規会員についてを議題として、全国農業会議所から勉強させていただきました。

その後、農業者年金の加入推進についてちょっとお話がありましたんですけど、その中で長岡の農業委員会が新規加入は全国2位だそうで、そちらのほう、今回表彰をされました。ぜひ頑張ってくださいということですので、よろしくお願いします。

2日目の11日は、現地視察ということで、少し離れたところに節池農業振興会という施設というか、法人があるんですが、そこは早くから高齢化が進む中、実は中間管理化して、いち早く法人を受け入れたところで、お互いに助け合うようなシステムが構築されていて、非常に勉強になりました。

以上簡単ではございますが報告とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（野崎会長）

来月は、農政対策部会の開催が予定されています。農政対策部会の開催案内をお願いします。

農政対策部会長、15番、刈屋一夫委員。

農政対策部会長（15番刈屋一夫委員）

農政対策部会は、7月21日13時30分から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第3調査部会長、4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

来月は、第3調査部会の当番でございます。7月27日午後2時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は31日を予定しております。

それでは、長時間にわたってご審議をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午後2時30分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（ 3 番）

議事録署名委員（3 2 番）
